

事 務 連 絡
平成 29 年 7 月 31 日

各府省公益法人行政担当課室 } 御中
会計課

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

公益法人に対する支出（平成 28 年度分）に係る公表・点検について（依頼）

国及び独立行政法人から公益法人に対する支出の公表・点検については、「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定）」等に基づき御対応いただき感謝申し上げます。

平成 28 年度分の公益法人に対する支出に係る公表・点検について下記のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 公表・点検の実施方法等について

「公益法人に対する支出に係る公表・点検について（依頼）（平成 24 年 6 月 1 日付け（平成 25 年 7 月 1 日一部改訂）内閣官房行政改革推進本部事務局・内閣府大臣官房公益法人行政担当室事務連絡）」により御対応いただきますようお願いいたします。

2. 平成 28 年度支出の公表・点検の実施について

（1）実施方法等の留意点等

① 「継続支出の有無」の欄

平成 27 年度において、同一法人に対し同一又は類似の内容で同一府省・独立行政法人から支出されている場合は「有」、それ以外は「無」としてください。

② 点検方法等の留意点

- ・ 「国から補助・委託等を受けている公益法人に関する調査の結果に基づく勧告及び結果報告書」（平成 24 年 7 月 31 日総務省）において示されている「自己点検表」に基づいて点検・見直しを実施してください。

その際、支出類型に対応する「自己点検表」の項目に基づいて点検を実施してください。 支出類型に対応する「自己点検表」の項目は以下のとおりです。

また、随意契約については、随意契約の適切性等（競争入札への移行の可否等）についても点検を行ってください。

支出類型	「自己点検表」
競争入札のうち、一者応札	1、3
競争性のない随意契約	2
競争性のある随意契約のうち、一者応募	1、3
競争性のある随意契約のうち、複数応募	3

- ・ 「点検結果」の欄には、上述の「自己点検表」に基づいて行った点検・見直し内容を、可能な限り具体的に記載してください（空欄のないようにしてください。）。

③ 昨年度からの変更点

「政府横断的に共通する公表様式への法人番号併記のお願い（平成 29 年 3 月 13 日付け内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）」記載の併記方法にあわせて、公益法人及び独立行政法人の法人番号欄を別欄で設けております。

④ 追加記入のお願い

点検・見直し結果について、以下の 1～8 のうち、該当する区分の記入をお願いします（取りまとめの際の参考とするためのもので、公表は予定しておりません。）。複数に該当する場合は複数御記入ください。

【点検結果の区分】

- 1：より競争性の高い契約形態への移行
- 2：競争性の向上・確保に向けた見直し（参加要件の緩和、公告期間の延長、仕様書の改善、市場化テストの活用等）
- 3：透明性の向上・確保に向けた見直し（第三者委員会による審査等）
- 4：その他の見直し（額の削減、事業内容の精査等）
- 5：点検の結果、問題なし（競争性向上のための取組を実施したものの 1 者応札だった場合等）
- 6：見直し困難（法令により契約相手が特定される場合等）
- 7：平成 28 年度限りの事業、28 年度で終了する事業
- 8：平成 29 年度で終了する事業（30 年度概算要求を行わないもの）

(2) 提出物及び提出期限

以下について、いずれも Excel ファイルにて御提出ください。

なお、様式 3、4、7 及び 8 については、所管する独立行政法人の支出データを

取りまとめた上で、様式ごとに提出してください。

- ① 府省及び所管する独立行政法人の平成 28 年度分の公益法人に対する支出データ

提出物 : 様式 1～4

提出期限 : 平成 29 年 9 月 15 日 (金)

- ② 「別紙」 2 (1) による公表内容 (点検・見直し結果)

提出物 : 様式 5～8

提出期限 : 平成 29 年 10 月 6 日 (金)

なお、公益法人に対する支出に係る公表・点検については、前回同様、内閣府において取りまとめを行いますので、各府省からの御報告は、内閣府に提出していただきますようお願いいたします。

(問合せ先)

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

担当 : 水尻、風早、近藤

電話 : 03-5403-9521